

独立行政法人国立病院機構岩国医療センター附属岩国看護学校
学校関係者評価実施規程

(目的)

第1条 この規程は、学校関係者評価の実施ならびに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、学校関係者評価とは学則第3条に規定する自己点検・自己評価結果の客観性・透明性を高めるため、関連業界関係者、卒業生、保護者等学校関係者による学校外の者による視点で行う評価のことをいう。

(学校関係者評価委員会の設置)

第3条 学校長は、自己評価結果を評価し関係者の理解と協力を得て学校運営等の改善を目的として委員会を設置する。

(委員の委嘱)

第4条 委員会を構成する委員は、4名以上とし学校職員以外の者で次に掲げる区分から、学校長が委嘱する。

- (1) 地元企業関係者
- (2) 高等学校関係者
- (3) 保護者
- (4) 卒業生
- (5) 教育に関する有識者
- (6) 看護管理者
- (7) 学校長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(学校関係者評価委員会の運営)

第6条 学校関係者評価委員会に委員長を置く。

- 2 学校関係者評価委員会は、学校長が招集し、委員長がその運営にあたる。
- 3 学校長が必要と認める場合は、学校関係者評価委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 学校関係者評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 5 学校関係者委員会、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に1回以上開催する。

第7条 学校関係者委員会は、学校関係者評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 学校関係者評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること

- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) 学校関係者評価の公表に関すること
- (6) その他学校関係者評価の実施について必要な事項に関すること

(学校関係者評価)

第8条 学校長は自己評価の結果を学校関係者評価委員会に報告し、意見をもって評価結果とする。

(学校関係者評価の評価結果)

第9条 委員会は、学校関係者評価委員会による評価結果を学校長に報告する。

(学校関係者評価結果の活用)

第10条 教職員は、学校関係者評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の公表)

第11条 学校長は、学校関係者評価結果について公表しなければならない。

(守秘義務)

第12条 委員は、評価活動を通じて収集した情報は、学校関係者評価以外の目的に使用してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動を終了後も継続する。
ただし、学校が公表を前提として作成した刊行物や資料は含まないものとする。

(事務)

第13条 委員会の事務は、学校事務長において処理する。

(報酬)

第14条 関係者委員会委員の報酬については、本校が定める基準により支払うものとする。

(その他)

第15条 本規程に定めるもののほか学校評価に関し必要なものは学校長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。